

議案第 2 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 1 月 28 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

1 財 産 の 内 容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡三朝町大字三徳字成ル空頭 835 番 ほか 14 筆	92, 113. 15 平方メートル
立 木	同 上	1, 532. 08 立方メートル

2 契約の相手方 三朝町 個人 ほか 4 名

3 取得予定価格 15, 339, 020 円

4 取得の目的 名勝及び史跡の適正な保存を行うため土地等を買入れするものである。